

令和3年6月17日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

とよかわ健康づくり計画 ポスターができました！

第2次とよかわ健康づくり計画

「やめたい？やめれるよ！そのたばこ ～よし、禁煙外来へ行こう～」

豊川市では、禁煙外来治療費の一部助成事業を開始しました！

市では「とよかわ健康づくり計画」に基づき、市民の健康づくり施策として、生活習慣病に関する知識の普及や、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進しています。その中で保健センターでは、市民や関係機関等の健康づくり意識の高揚を目的に、毎年啓発ポスターを作成しており、今年度は「たばこ」について作成しました。

昨年4月健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防止する取り組みがマナーからルールに変わっています。また豊川市は、子育て世代の喫煙率が県平均より高いのが特徴です。(健やか親子21の調査より)そこで今年度は健康づくり計画の分野の中で『たばこ』を重点分野とし、「やめたい？やめれるよ！そのたばこ ～よし、禁煙外来へ行こう～」を合言葉に、今年度から開始した禁煙外来治療費の一部助成事業を市民に広く周知し、禁煙に取り組むきっかけになることを目的とした内容で作成しています。(※1参照)

記

- 1 掲示日 令和3年6月中旬から
- 2 内容 禁煙外来の説明、豊川市禁煙外来治療費の一部助成事業周知
- 3 その他 作成したポスターは市施設や病院、市内小中学校、お店などに配布します。また、保健師が保健センター事業や企業・団体等へ健康教育をする際に、教育媒体として利用し知識の普及に努めていきます。

【お問合せ先】

豊川市役所 子ども健康部 保健センター 成人保健係 西岡・高橋
TEL:0533-95-4803 Eメール:hokens@city.toyokawa.lg.jp

※1 令和3年度 とよかわ健康づくり計画ポスター

ストップ! ザ 受動喫煙

やめたい? やめれるよ! その たばこ

〜よし、禁煙外来へ行こう〜

比較的 楽に 1日1箱喫煙するよりも 安く より 確実に

禁煙

禁煙外来治療費の一部助成 豊川市 禁煙外来治療

一定の条件が必要です。ホームページをご覧ください。保健センターにお問い合わせください。

※1 禁煙外来は、医師が喫煙歴を把握し必要と判断した場合、禁煙補助薬を処方して治療の経過をサポートします。条件を満たせば、健康保険等を使って禁煙治療ができます。期間12週間、5回の診察が基本で、禁煙補助薬で禁煙症状を抑えるため、禁煙の可能性が自力に比べてアップします。

※2 健康保険が使える場合、処方される薬によって1万3000円～2万円程度で治療できます。(自己負担3割の場合)

第2次 とよかわ健康づくり計画

お問合せ/豊川市保健センター (0533) 89-0610